

別表第1

届出対象行為の種類	手続	届出日
法第16条第1項第1号の建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の30日前
	建築基準法第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
	建築基準法第20条第1項第1号の規定による構造方法の認定の申請	申請の日
	建築基準法第43条第2項第2号その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の30日前
	建築基準法第44条第1項第3号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の30日前
	建築基準法第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の30日前
	建築基準法第68条の25第3項又は第6項の規定による評価の申請	申請の日
	高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項の計画の認定の申請	申請の日の30日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請	申請の日の30日前
	環境影響評価法（平成9年法律第81号）第15条の規定による準備書等の送付	送付の日
	東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日
	行為の着手	着手する日の30日前
法第16条第1項第2号の工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の30日前
	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
	都市計画法第29条その他の規定による開発行為の許可の申請（都市計画法第4条第11項に規定する特定工作物又は基準令第138条第1項第5号に掲げる擁壁（以下「特定擁壁」という。）に係るものに限る。）	申請の日
	宅地造成及び特定盛土等規制法	申請の日

	(昭和36年法律第191号) 第12条第1項その他の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請(特定擁壁に係るものに限る。)	
	宅地造成及び特定盛土等規制法第15条の規定による宅地造成に関する工事の協議(特定擁壁に係るものに限る。)	協議の日
	行為の着手	着手する日の30日前
法第16条第1項第3号の都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画法第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
	都市計画法第34条の2第1項の規定による開発行為の協議	協議の日
	行為の着手	着手する日の30日前
条例第10条第2項第1号の土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第2項の規定による施業案の認可の申請	申請の日
	採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日
	森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
	森林法第34条第2項の規定による保安林内の立木の伐採等の許可の申請	申請の日
	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項その他の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請	申請の日
	宅地造成及び特定盛土等規制法第15条の規定による宅地造成に関する工事の協議	協議の日
	河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可の申請	申請の日
	河川法第26条第1項の規定による河川区域内の土地等における工作物の新築等の許可の申請	申請の日
	河川法第27条第1項の規定による河川区域内の土地の形状の変更等の許可の申請	申請の日
	河川法第55条第1項の規定による河川保全区域内の土地の形状の変更等の許可の申請	申請の日
	砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日
	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の	申請の日

	2 第 1 項の規定による農用地区域内の開発行為の許可の申請	
	環境影響評価法第15条の規定による準備書等の送付	送付の日
	東京都環境影響評価条例第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日
	東京における自然の保護と回復に関する条例第47条第1項の規定による土地の形質を変更する行為の許可の申請	申請の日
	東京における自然の保護と回復に関する条例第48条第1項の規定による土地の形質を変更する行為の許可の申請	申請の日
	行為の着手	着手する日の30日前
条例第10条第2項第2号の屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	申請の日
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請	申請の日
	行為の着手	着手する日の30日前